

議案第109号

京丹後市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

京丹後市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別記のように定める。

令和3年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

行政手続における押印の廃止に向けた取組が進められる中で、行政手続における利便性の向上を目的として、関係条例において所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(平成16年京丹後市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(京丹後市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 京丹後市固定資産評価審査委員会条例(平成16年京丹後市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(京丹後市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 京丹後市職員の服務の宣誓に関する条例(平成16年京丹後市条例第54号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(京丹後市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 京丹後市火入れに関する条例(平成16年京丹後市条例第173号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(京丹後市消防団条例の一部改正)

第5条 京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第10条中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(平成16年京丹後市条例第43号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例 平成16年4月1日 条例第43号</p> <p>本則 (略) 別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 <u>㊟</u></p>	<p>京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例 平成16年4月1日 条例第43号</p> <p>本則 (略) 別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市固定資産評価審査委員会条例(平成16年京丹後市条例第44号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第44号</p> <p>第1条～第3条 (略) (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときには代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>京丹後市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第44号</p> <p>第1条～第3条 (略) (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 _____。 (1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

現行	改正案
<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>	<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成16年京丹後市条例第54号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第54号</p> <p>本則 (略) 2 (略) 様式第1号(第2条関係)(消防職員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	<p>京丹後市職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第54号</p> <p>本則 (略) 2 (略) 様式第1号(第2条関係)(消防職員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>
<p>様式第2号(第2条関係)(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>	<p>様式第2号(第2条関係)(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>

現行	改正案
年 月 日 氏 名 <u>印</u>	年 月 日 氏 名  <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

京丹後市火入れに関する条例(平成16年京丹後市条例第173号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市火入れに関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第173号</p> <p>本則 (略)</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京丹後市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、京丹後市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第2号 (略)</p>	<p>京丹後市火入れに関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第173号</p> <p>本則 (略)</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京丹後市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、京丹後市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市消防団条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第219号</p> <p>第1条～第9条 (略) (服務の宣誓)</p> <p>第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。</p> <div data-bbox="230 587 1126 991" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京丹後市消防団 分団</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>印</u></p> </div> <p>第11条～第20条 (略) 別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>京丹後市消防団条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第219号</p> <p>第1条～第9条 (略) (服務の宣誓)</p> <p>第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。</p> <div data-bbox="1160 587 2056 991" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京丹後市消防団 分団</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> <p>第11条～第20条 (略) 別表第1・別表第2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>